

【衛生関連通知】

年度	分類	通知	通知日
令和4年度	法令改正	化学物質による労働災害防止のための法令改正に伴う対応について（通知）	2023/2/20
令和4年度	特定化学物質	金属アーク溶接等作業の健康障害防止措置について（通知）	2022/6/23
令和3年度	保護具	化学物質取扱時の保護具としての手袋に関する留意点について（通知）	2022/1/12
令和3年度	リスクアセスメント	安全のリスクアセスメントの手順改訂のお知らせ	2021/7/1
令和2年度	局所排気装置	局所排気装置の設置及び届出の考え方に基づく手続きについて（通知） 【別紙】局所排気装置設置・届出問い合わせ書兼報告書	2021/3/18
平成27年度	特定化学物質	「特定化学物質障害予防規則等の改正について」ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバー（耐火人造繊維）が特定化学物質の特定第2類物質及び特定管理物質になりました。これらの取扱いを行っている研究室等責任者は以下リンクの 厚生労働省のホームページ をご確認いただき、適正な対応を行っていただきますようお願いいたします。厚生労働省ホームページ「 リフラクトリーセラミックファイバーの取扱について 」（平成28年3月22日 環境・安全推進室） 【参考情報】両物質共に、ヒトに対する発がん性の可能性があることが法改正の理由です。ナフタレンは重量の1%以上を含有する混合物も対象となります。本学でのナフタレンのIASO上の登録量は20kg程度、年間使用量は1kgと少ない状況です。リフラクトリーセラミックファイバーはアルミナ・シリカ系の無機繊維で耐火材、断熱材などに使用されます。 厚生労働省ホームページ リフラクトリーセラミックファイバーの取扱について	2016/2/9

(更新日：2023.3.24)